

地域公共交通会議

【主宰者】

市区町村（複数市区町村共同、都道府県も可）

【構成員】

市区町村、住民代表、利用者代表、都道府県、地方運輸局（又は支局）、旅客自動車運送事業者（又はその団体）、道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等（地域の実情に応じて）※事案によって構成員を変更して分科会形式とすることも可

【目的】

- 地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態（自家用有償旅客運送の必要性を含む）、サービス水準等について協議。必要に応じて、例えば地域の交通計画を策定。
- 輸送の安全、旅客の利便の確保方策等を説明（地方運輸局において審査）

事業者へ委託することとなった場合

法4条に基づく乗合事業者による運送
 <事業許可又は事業計画変更認可>

- 道路管理者・警察への意見照会の簡便化
- 標準処理期間の短縮
 ・路線変更認可の迅速化 等

事業者によることが困難な場合

自家用自動車による有償旅客運送
 <登録（更新制）>

- 輸送の安全・利便の確保
 ・一定の講習の修了（運転者）
 ・運行管理体制、事故処理体制
 ・運送の対価の揭示義務 等
- 事後チェック
 ・事業改善命令、行政処分 等

更新・変更